



みなさまの経営の
お役に立つ情報を
発信します！



今月のトピックス

秋といえば、食欲の秋以外にも、読書の秋、または勉強に最適の季節ですね！

平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度において、給料等の労務費に対して、教育訓練費が、0.15%以上占める場合には一定割合の税額控除が認められます。適用するためには一定の要件が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。



たばこ税と受動喫煙

10月1日よりたばこの価格が値上がり、禁煙を決意された方が増えたことと思います。たばこはわが国でも最も税負担率の重い商品のひとつです。410円のたばこを例にしますと税金の内訳は国たばこ税106.04円(25.9%)、地方たばこ税122.44円(29.9%)、たばこ特別税16.40円(4.0%)、消費税19.52円(4.76%)で64.5%が税金です。

また9月28日付の厚生労働省研究班の発表によりますと受動喫煙が原因で死亡する人が国内で年間約6,800人とのことです。(2009年の交通事故死者4,914人を大きく上回る)

そのうち煙にさらされる場所を職場と家庭で分けると職場が3,600人で、国立がん研究センターの研究者は「まず自分で環境を選ぶことができない労働者を守る対策から強めるべきだ」と言っています。一方男女別では非喫煙者の割合が高く、家庭での受動喫煙にあいやすい女性が4,600人とのことです。愛煙家の方にとっては頭の痛いことですが、100歳以上のお年寄りで煙草が日課で元気に楽しんでる方もいらっしゃいますので、要するに量やマナーを守れば...ということなのでしょう。

(齊藤)



最低賃金について

地域別最低賃金が大阪府では10月15日から779円に兵庫県では10月17日から734円に引き上げられます。この最低賃金は憲法25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の主旨に基づき、法律で定められました。最低賃金には、各都道府県に1つずつ定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。優先順位は高い額が設定されている産業別賃金が地域別賃金より優先されることとなっています。地域別は各47都道府県で額が決められています。

民主党は最低賃金1000円を目指すという公約をしていますが、最低賃金が引き上げられている背景には「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」という事情があります。働くよりも生活保護を受けるほうが高くなるという矛盾を解消するのが目的ですが、経営の苦しい企業にとっては事業を継続できるかの死活問題にもなりかねず、年金・生活保護の問題も含めて大変難しい問題となっています。また、低賃金未満で働かせた企業への罰則は、今まで労働者1人あたり「2万円以下」だったのが「50万円以下」に引き上げられ、違反者には厳格に対応するものとなっています。(衣川)

(税金クイズ)・・・消費税

次の支払いのうち、消費税のかからない取引はどれでしょう。

1. 礼金 2. 事務所の賃貸料 3. クレジットカード手数料(信販手数料) 4. 派遣社員の派遣料

答えは次回の事務所通信でお伝えします。次回もお楽しみに

